

令和 3 年度における温室効果ガス等の排出の削減
に配慮した契約の締結実績の概要

令和 4 年 5 月 1 7 日
国立大学法人東京農工大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和 3 年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定。平成 31 年 2 月 8 日変更閣議決定）以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（E S C O 事業）、⑤建築物の設計、⑥建築物の維持管理、⑦産業廃棄物の処理の環境配慮契約のうち、①及び⑦に関する各 1 件について、裾切り方式による契約を締結し、⑤に関する 1 件について、環境配慮型プロポーザル方式による契約を締結した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約法及び基本方針に基づく、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう、関係部署への周知を図った。